

産学連携インターンシップ

例：著作物（成果物）を用いたインターンシップ

学生が作成した著作物（コンテンツ）を大学に権利移転する際の著作権譲渡契約書

_____大学 著作権譲渡契約

_____大学（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、下記の_____プログラム（以下「_____インターンシップ」という）の制作開発において甲が乙に制作及び開発を委託することに関し、以下の通り契約を締結する（以下「本契約」という）。

記

（インターンシップの内容）

本契約は甲が〇〇年〇月〇日に株式会社〇〇と委託制作業務における産学連携インターンシップを実施する（以下「本インターンシップ」という）。

インターンシップの名称：

インターンシップの期間：

インターンシップにおける成果物：

第 1 条（本業務の委託）

甲は乙に対し、本インターンシップにおける制作及び開発に関する以下の業務を委託し、乙はこれを受託する。

1. _____業務

※例：デザイン業務、グラフィック制作業務、プログラミング業務など

第 2 条（再委託の禁止）

1.乙は、如何なる場合であっても、本業務の全部を、第三者に再委託してはならない。

2.乙は、甲の事前の書面による承認を受けなければ、本業務の一部を、第三者に再委託してはならない。

第 3 条（本契約の報酬）

1.甲は乙に対し、インターンシップの報酬、第 4 条の著作権などの権利移転の対価及びその他本契約に基づく一切の対価として、金〇〇円（消費税込み）を以下に従い支払うものとする。

A.支払い方法：

B.支払い先口座

C.支払い費用：甲の負担

2.乙は、前項の金員以外に、報酬、費用又は権利移転料など名目の如何を問わず一切請求することができないものとする。

第 4 条（著作権等の帰属）

1.本業務に基づき又はこれに関連して発生した一切の成果物（以下「本成果物」という）に関する著作権（著作権法 27 条及び同 28 条所定の各権利を含み、これに限らない）、著作隣接権及びその他の知的財産権、所有権並びにその他一切の法的権利は、全て甲に帰属する。

2.乙は、本成果物について、自ら又は第三者をして、甲又は第三者に対し、著作者人格権を一切行使しないことを確約する。

3.乙が本条に違反し、第三者から訴訟などの紛争を定期させるなどにより、甲が損害又は損失を被った場合、乙は甲が被った当該損害及び損失（第三者への和解金や損害金のほか、当該紛争の処理に要した費用を含み、これに限らない）を賠償及び保証し、甲に一切迷惑をかけないものとする。

※大学側の責任と学生側の負担について両者間で再度、検討

第5条（第三者の著作権の保証）

乙は甲に対して、本インターンシップの作品が第三者の著作権、第三者の人格権の権利・利益、第三者の知的財産権及びその他一切の第三者の権利について侵害していないことを保証する。

第6条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方からの事前の書面による同意なしに、本契約に基づく権利又は義務の全部を若しくは一部を、第三者に譲渡し又は担保に供することができないものとする。

第7条（本業務の変更・中止）

甲は必要がある場合には、本契約の内容の変更若しくは一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において対価の金額、履行方法等を変更する必要がある時、別途協議のうえ決定する。

第8条（不可抗力）

天変地異その他甲乙双方の責めに帰すべからず事由により、この契約の全部又はその一部の履行の遅延または不能が生じたときは、この契約はその部分について、当然の効力を失い、甲及び乙は、ともにその責めを負わないものとする。

第9条（信義則）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の会社に疑義が生じた場合、または業務上、甲の予測できない状況が生じた場合、法令の定めによるほか、甲乙は誠意を持って協議し、その解決に全力に努めるものとする。

第10条（秘密保持）※インターンシップ先企業との間で必要に応じて記載

甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本契約の有効期間中及び本契約の終了後、相手方の事前の文書による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩してはならない。

第11条（瑕疵担保責任）

乙は、甲から作品を受け入れた時、遅滞なくこれを検査し、もし瑕疵が発見された場合、すぐに甲に通知し、甲は早急に作品の補修を行うものとする。

第12条（損害賠償請求）

乙は、故意又は過失により甲に損害を与えた場合、その損害を賠償する責めに任ずる。この場合、その範囲は、直接の結果として甲が現実的に被った通常の損害に限るものとし、その上限は保険金までとする。但し、乙の故意又は故意に準ずる過失に起因することが客観的にあきらかな場合、この上限は適用されない。

第 13 条（裁判所の管轄）

本契約から発生する紛争について、第一審の管轄裁判所は、____地方裁判所
を使用するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、記名捺印のうえ各 1
通を保有する。

契約成立 平成〇〇年〇月〇〇日

甲：（住所） _____
（名称） _____
（代表者） 代表 _____ （印）

乙：（住所） _____
（契約者） _____ （印）